

# 相模原市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

平成30年10月

相模原市廃棄物減量等推進審議会

# 目次

## はじめに

|                               |              |
|-------------------------------|--------------|
| 第2次計画の総括                      | 1ページ         |
| <b>1 ごみ処理基本計画</b>             | <b>2ページ</b>  |
| (1) 計画目標の達成状況の総括              | 2ページ         |
| (2) 各施策の進捗状況及び課題              | 5ページ         |
| <b>2 生活排水処理基本計画</b>           | <b>10ページ</b> |
| (1) 計画目標の達成状況の総括              | 10ページ        |
| (2) 各施策の進捗状況及び課題              | 11ページ        |
| 第3次計画の基本理念                    | 15ページ        |
| <b>1 基本理念</b>                 | <b>15ページ</b> |
| <b>2 経緯</b>                   | <b>15ページ</b> |
| 第3次計画における目標設定の方向性             | 16ページ        |
| <b>1 目標年度と計画期間</b>            | <b>16ページ</b> |
| <b>2 目標設定項目及び目標値</b>          | <b>17ページ</b> |
| (1) ごみ処理基本計画                  | 17ページ        |
| (2) 生活排水処理基本計画                | 20ページ        |
| 第3次計画における施策展開の方向性             | 21ページ        |
| <b>1 重点的に取り組む事項</b>           | <b>21ページ</b> |
| (1) 生ごみ・食品ロスの削減               | 21ページ        |
| (2) 事業系ごみの減量化・資源化             | 21ページ        |
| (3) 大規模災害への備え                 | 21ページ        |
| <b>2 施策体系</b>                 | <b>21ページ</b> |
| <b>3 ごみ処理基本計画等における実施すべき取組</b> | <b>23ページ</b> |
| (1) ごみ処理基本計画                  | 23ページ        |
| (2) 生活排水処理基本計画                | 31ページ        |
| (3) 大規模災害への備え                 | 33ページ        |

## 参考資料

## はじめに

これまでわが国においては、大量生産、大量消費の社会経済活動により、廃棄物の増大や環境汚染等の問題が顕在化したため、国において法整備が進められ、各自治体においても廃棄物の減量化・資源化に向けた努力が続けられてきた。

現在は、経済成長を維持しながら環境負荷を低減する、社会経済システムの構築を進めることが喫緊の課題となっており、私たちの生活も見直しが求められている。

相模原市においても、第2次計画（平成20年3月策定、平成25年3月改定）に基づき、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化や資源化に取り組んでいるが、更なるごみの減量化や資源化が求められているところである。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向けては、相模原市がブラジルやカナダの代表チームのキャンプ地となること、緑区の一部が自転車ロードレース競技のコースとなることが決定している。多くの観光客などが訪れるこの大会は、相模原市が「循環都市」の実現を目指して「4R」を推進していることを、市民はもとより、本市を訪れる多くの来訪者の方々も含め、国内外に広く発信していく良い機会でもある。

本審議会では、市長からの諮問を受け、第2次計画の目標年度（平成30年度）を迎えるにあたり、これまでに実施してきた一般廃棄物（ごみと生活排水）の処理事業についての評価を行うとともに、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、今後求められる施策・事業について検討を行ってきた。

「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」の策定にあたり、ごみの更なる削減やごみ・生活排水の適正な処理、大規模災害への備えなどを主な柱として、長期的視点に立った基本的な方針を提言し、ここに答申するものである。

平成30年10月15日

相模原市廃棄物減量等推進審議会  
会長 坂本 堯 則



## 第2次計画の総括

第2次計画は、平成18年度を基準年度、平成30年度を目標年度とし、平成20年度から平成30年度までの11年間を計画期間としています。

| 年度   | H18    | H19 | H20                                                                                | H21      | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27    | H28 | H29 | H30 |
|------|--------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
| 現行計画 |        |     |  |          |     |     |     |     |     |        |     |     |     |
|      | 《基準年度》 |     |                                                                                    | 《中間目標年度》 |     |     |     |     |     | 《目標年度》 |     |     |     |

また、平成24年度を中間目標年度に設定し、施策の進捗状況や事業内容を踏まえ、平成25年3月に平成30年度の目標値の改定を行っています。

表1 平成24年度の改定内容

| 年度<br>目標項目                | 実績<br>H23年度 | 中間目標<br>H24年度 | 改正前<br>H30年度 | 改正後<br>H30年度 |
|---------------------------|-------------|---------------|--------------|--------------|
| 行政区域内人口                   | 719,412     | 716,300       | 725,800      | 730,680      |
| 数値目標<br>市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量 | 544 g       | 530g 以下       | 500 g 以下     | 480g 以下      |
| 数値目標<br>ごみ総排出量            | 237,234 t   | 256,000t 以下   | 250,000t 以下  | 223,000t 以下  |
| 数値目標<br>リサイクル率            | 20.2 %      | 25 % 以上       | 30 % 以上      | 25 % 以上      |
| 数値目標<br>最終処分量             | 24,161 t    | (設定なし)        | (設定なし)       | 21,000 t 以下  |

| 年度<br>区分     | 実績<br>H23年度 |            | 中間目標<br>H24年度 |            | 改正前<br>H30年度 |            | 改正後<br>H30年度 |            |
|--------------|-------------|------------|---------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|
|              | 人口          | 構成比<br>(%) | 人口            | 構成比<br>(%) | 人口           | 構成比<br>(%) | 人口           | 構成比<br>(%) |
| 行政区域内人口      | 719,412     | -          | 716,300       | -          | 725,800      | -          | 732,070      | -          |
| (1)公共下水道処理人口 | 688,056     | 95.64      | 674,200       | 94.12      | 697,200      | 96.05      | 712,700      | 97.35      |
| (2)浄化槽人口     | 24,809      | 3.45       | 36,700        | 5.12       | 26,100       | 3.59       | 18,370       | 2.51       |
| 単独浄化槽人口      | 13,490      | 1.88       | (設定なし)        | (設定なし)     | (設定なし)       | (設定なし)     | 2,700        | 0.37       |
| 合併処理浄化槽人口    | 11,030      | 1.53       | (設定なし)        | (設定なし)     | (設定なし)       | (設定なし)     | 15,400       | 2.10       |
| 農業集落排水処理人口   | 289         | 0.04       | (設定なし)        | (設定なし)     | (設定なし)       | (設定なし)     | 270          | 0.04       |
| (3)し尿処理人口    | 6,547       | 0.91       | 5,400         | 0.75       | 2,500        | 0.34       | 1,000        | 0.14       |
| (4)生活排水処理率   | 97.2%       |            | (設定なし)        |            | (設定なし)       |            | 99.5%        |            |

## 1 ごみ処理基本計画

### (1) 計画目標の達成状況の総括

第2次計画においては、次の4項目の目標値を設定しています。

- ア 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量 : 480g以下
- イ ごみ総排出量 : 年間223,000t以下
- ウ リサイクル率 : 25%以上
- エ 最終処分量 : 年間21,000t以下

これらの目標値に対する平成29年度までの進捗率(表2参照)について、1人1日当たりの家庭ごみ排出量は90.7%、ごみ総排出量は91.4%、リサイクル率は27.5%、最終処分量は93.5%となっており、ごみの減量化・資源化は確実に進んでいますが、目標に対する達成度は十分とは言えない状況となっています。

特に達成率の低いリサイクル率については、デジタル化の普及に伴う新聞や雑誌などの紙媒体の発行の減少やペットボトル等の容器包装全体の軽量化が進んでいることなどにより、回収重量が減少していることが原因であると考えられます。

一方、平成29年度に実施した家庭ごみの「ごみ質測定調査」の結果では、家庭から排出されたごみの中に、資源物が約30%含まれていることから、ごみと資源の分別を更に強化・徹底すべき状況にあります。

家庭ごみ・・・「一般ごみ」、「資源」、「粗大ごみ」を含む家庭から排出される廃棄物の総称  
一般ごみ・・・家庭から排出される生ごみなどの生活ごみ  
事業系ごみ・・・事業所から排出される廃棄物(産業廃棄物に該当しないもの)

表2 第2次計画の目標達成状況

| 目標項目                               | 実績値           |          | 目標値           | 進捗率   |
|------------------------------------|---------------|----------|---------------|-------|
|                                    | H18年度<br>基準年度 | H29年度    | H30年度<br>計画目標 |       |
| 市民1人1日当たりの<br>家庭ごみ排出量 <sup>1</sup> | 631g          | 494g     | 480g以下        | 90.7% |
| ごみ総排出量                             | 271,815t      | 227,222t | 223,000t以下    | 91.4% |
| リサイクル率 <sup>2</sup>                | 18.1%         | 20.0%    | 25%以上         | 27.5% |
| 最終処分量                              | 33,324t       | 21,796t  | 21,000t以下     | 93.5% |

1 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量には資源の量を含まない

2 リサイクル率には、事業系ごみの資源化量は含まない

計画期間内における実績値の推移

図1 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量

算出式: (一般ごみ+粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 365日

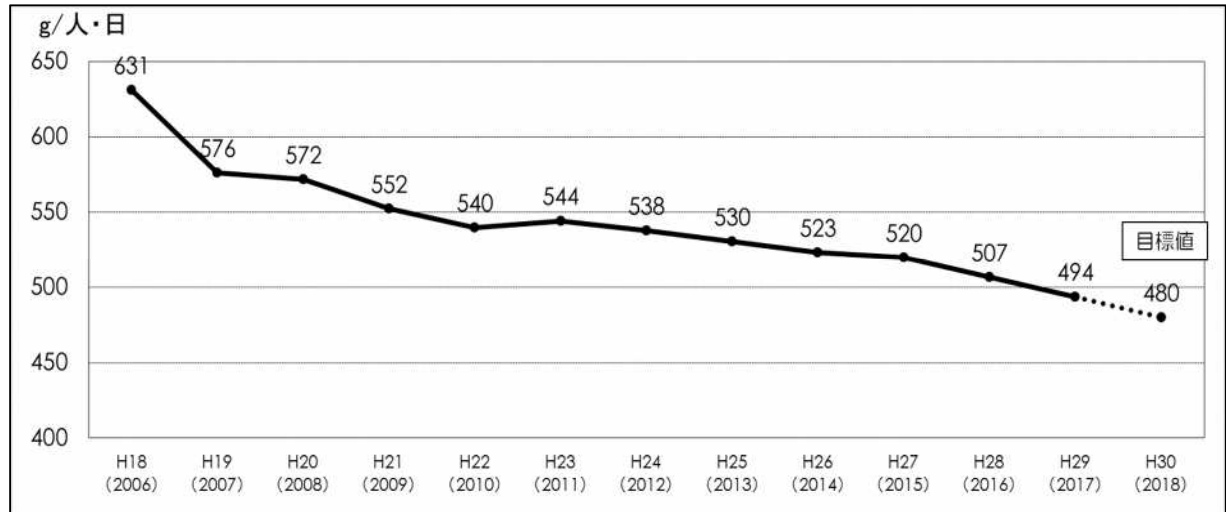


図2 ごみ総排出量

算出式: 一般ごみ+粗大ごみ+事業系ごみ+資源

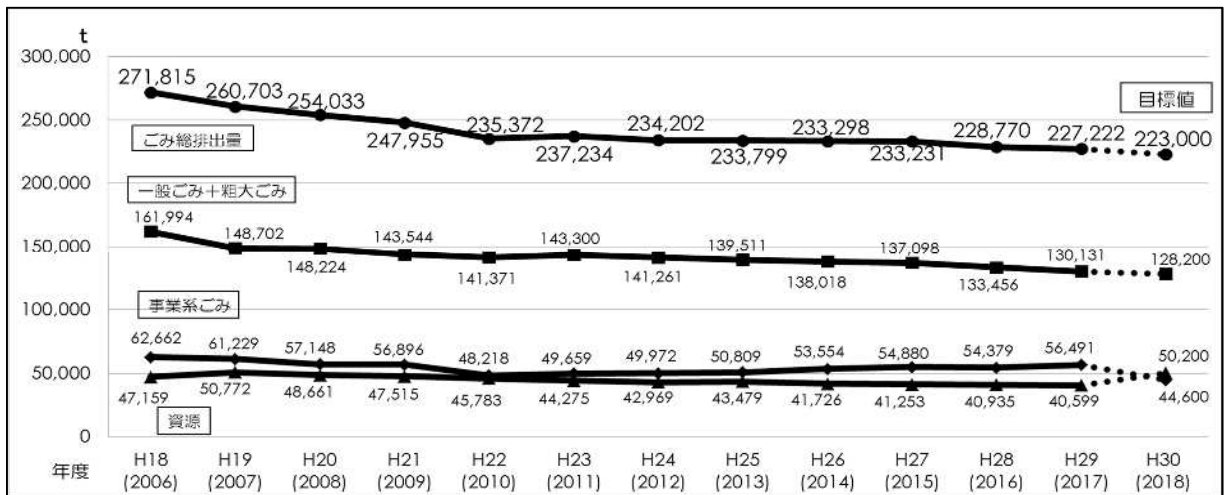


図3 リサイクル率

算出式: (資源回収量+処理後資源化量+集団資源回収量) ÷ ごみ総排出量 × 100

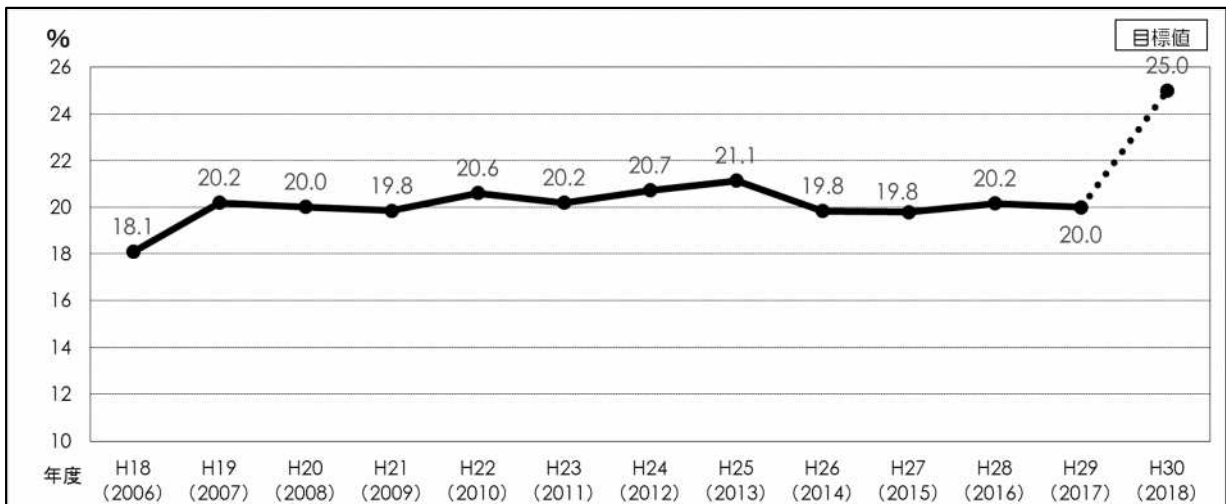


図4 最終処分量

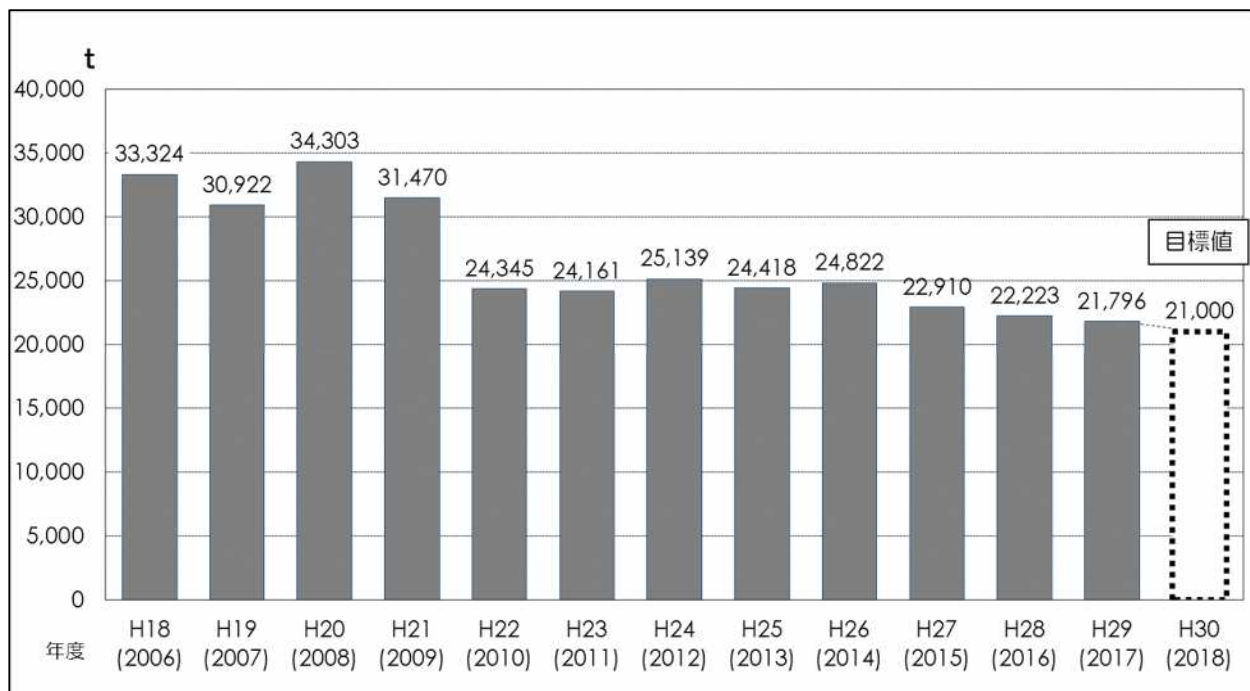
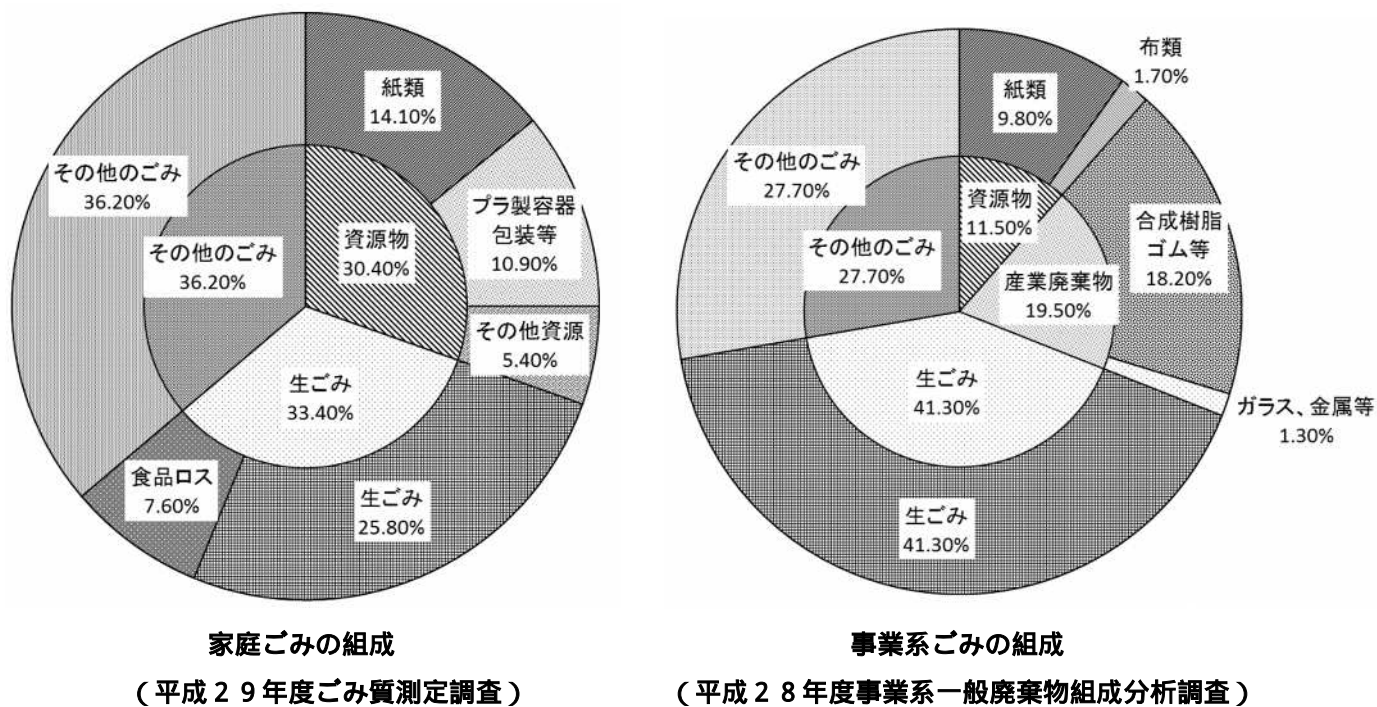


図5 ごみの組成について





## (2) 各施策の進捗状況及び課題

### 基本方針1 4Rの推進と循環型スタイルの確立

#### 【環境教育・情報提供・啓発活動】

「ごみと資源の日程・出し方」のパンフレットの日本語版、多国語版が一新されるとともに、大学や不動産事業者の協力により、学生や集合住宅等の入居者、転入者、自治会未加入者、外国人等に対し、ごみ・資源の分別について、広く周知が行われました。

また、「4R」の発信の場としてリサイクルフェアが開催されるとともに、新たな試みとして、麻溝台・橋本台の両リサイクルスクエアにおいてフードドライブが実施されました。

「4R」…資源の消費及び環境負荷を抑制する4つの行動の頭文字をとったもの

|         |         |                 |
|---------|---------|-----------------|
| Refuse  | (リフューズ) | …ごみになるものを受け取らない |
| Reduce  | (リデュース) | …ものを大切に使いごみを減らす |
| Reuse   | (リユース)  | …ものを繰り返し使う      |
| Recycle | (リサイクル) | …ごみを資源として再び利用する |

#### 【課題】

「4R」を更に進めるため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、責任を果たすことができるよう、情報発信や啓発を継続していくことが必要です。

また、環境教育について、主に小学校4年生を対象に実施されておりますが、対象を拡充し、啓発していく必要があります。

### 【家庭ごみ対策】

ごみの減量化・資源化及び最終処分場の延命化などを目的として、平成28年10月に収集回数を週3回から週2回へ変更したことにより、市民のごみの分別や発生抑制・排出抑制に関する市民の意識が高まり、一般ごみの量が減少しています。

### 【課題】

ごみの発生抑制・排出抑制・再利用・再生利用を行う「4R」に基づき施策が進められた結果、市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、着実に減少しているものの、リサイクル率は横ばいの状況となっていることから、分別の徹底など更なる資源化が課題となっています。

平成29年度に実施したごみ質測定調査では、食べられるのに捨てられている食品、いわゆる食品ロスがごみ全体の約8%を占めていることから、食品ロスを削減する取組を検討する必要があります。

また、収集回数の変更により、排出量は減少傾向にありますが、今後も推移を注視していく必要があります。

あわせて、さらなる市民意識の向上や減量化に向けて、一般ごみの有料化についても検討を進めていく必要があります。

### 【事業系ごみ対策】

多量排出事業者については、「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づき、毎年、減量化等計画書の提出が求められています。

また、中小事業者については、地区別に戸別訪問が実施され、ごみの減量化・資源化の取組事例等を記載したガイドラインが配布されるなど、適正排出について指導が行われています。

多量排出事業者・・・事業の用に供する部分の延べ床面積が1,000㎡以上を有する建物を所有する事業者又は年間36トン以上の事業系ごみを本市のごみ処理施設へ搬入する事業者

### 【課題】

事業系ごみは、平成23年度から平成27年度まで増加し続け、その後も微増傾向にあることから、排出量の削減に向けた取組が求められます。

特に、外食産業における食品ロスは、国内全体の食品ロスの約2割に相当することから、食堂やレストラン、宴会で食べ残されている食品ロスを削減することが必要です。

出典：農林水産省平成27年度食品ロス統計調査報告(外食調査)

### **【きれいなまちづくりの推進】**

「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」に基づき、きれいなまちづくりを推進するため、橋本・相模原・相模大野駅周辺のポイ捨て禁止重点地区（空き缶等散乱防止重点地区）においてパトロールが実施され、事業者や市民に対する啓発が図られました。

また、まちの美観の確保や駅前の生活環境の保全を目的として、一部の駅前地区（相模原駅南口地区ほか9地区）において、一般ごみ等の夜間収集が行われています。

不法投棄への対策については、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置やパトロールの実施、市民団体とのパートナーシップによる防止活動が推進され、津久井地域においては、津久井地域不法投棄防止協議会との共催により、不法投棄撲滅キャンペーンが実施されています。

### **【課題】**

不法投棄回収量は、平成18年度の451トンから平成29年度には164トンへ減少しましたが、依然として不法投棄が散見されるため、監視カメラの活用、バリケードや啓発看板の設置などの対応が必要です。

ごみ・資源集積場所への事業系ごみの排出については、自治会や行政が連携して対策を講じることが必要です。

## 基本方針 2 資源を循環させる社会システムの構築

### 【リサイクルの促進】

地域における各種団体の自主的な資源回収を促進するため、実施団体に奨励金を交付して支援を行う集団資源回収事業が実施されています。

また、使用済小型家電リサイクル事業では専用の回収ボックスによる回収及びパソコンの対面回収が行われ、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加が呼びかけられています。

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」  
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の約5,000個の金・銀・銅メダルを全国各地から集めた使用済小型家電・リサイクル金属で作る国民参画型プロジェクト

### 【課題】

資源の収集量については、減少傾向となっていますが、家庭ごみの「ごみ質測定調査」(平成29年度実施)では、依然として資源化可能物(紙類やプラ製容器包装等)が約30%含まれていることから、引き続き、分別の周知徹底が必要です。

また、南・北清掃工場で焼却処理を行っている木くず・剪定枝などの新たな資源化の検討を進めることも必要です。

南・北清掃工場における剪定枝焼却量 1,988 トン(平成 29 年度実績)

### 【ごみ処理体制の整備】

北清掃工場の長寿命化を図る基幹的設備等改良工事が着手されました。

また、旧南清掃工場を解体した跡地に、南部粗大ごみ受入施設及び麻溝台リサイクルスクエアが整備されました。

さらに、国や県の計画や指針の改定に合わせて「相模原市災害廃棄物等処理計画」の見直しが行われました。

### 【課題】

ごみ処理体制の整備については、南・北清掃工場の老朽化への対応や、最終処分場の埋立完了時期の到来を見据えた次期最終処分場の整備の検討が必要です。

あわせて、近年各地で発生している大規模災害に備え、災害時に発生する廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための体制づくりが求められています。

また、単身の高齢者等でごみ出しが困難な方などへの支援体制の整備について、福祉部局等と連携しながら検討を進める必要があります。

### 基本方針3 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり

#### 【市民・事業者・行政の協働による仕組みづくり】

##### 【課題】

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識や生活環境の美化の向上を図る上で大きな役割を担っています。

今後も、市民・事業者・行政が自主的に啓発活動や美化活動を実施するとともに、協働の輪を広げることによって、更に連携の強化を図りながら「ごみにしない」、「ごみを出さない」環境づくりが求められています。

## 2 生活排水処理基本計画

### (1) 計画目標の達成状況の総括

第2次計画においては、次の項目を目標値として設定しており、達成状況は表3のとおりです。

平成29年度については、基準年度である平成23年度と比べ、公共下水道処理人口(b)が約5,300人増加し、生活排水処理率(e)が0.5ポイント向上するなど、生活排水処理への取組は着実に進んでいますが、目標に対する達成状況は十分とは言えない状況となっています。

表3 第2次計画の目標達成状況

| 目標項目等         | 実績値           |         | 目標値           | 進捗率   |
|---------------|---------------|---------|---------------|-------|
|               | H23年度<br>基準年度 | H29年度   | H30年度<br>計画目標 |       |
| 行政区域内人口(a)    | 719,412       | 717,838 | 732,070       |       |
| 公共下水道処理人口(b)  | 688,056       | 693,383 | 712,700       |       |
| 浄化槽人口         | 24,809        | 21,505  | 18,370        |       |
| 単独浄化槽人口       | 13,490        | 13,323  | 2,700         |       |
| 合併処理浄化槽人口(c)  | 11,030        | 7,936   | 15,400        |       |
| 農業集落排水処理人口(d) | 289           | 246     | 270           |       |
| し尿収集人口        | 6,547         | 2,950   | 1,000         |       |
| 生活排水処理率(e)    | 97.2%         | 97.7%   | 99.5%         | 21.7% |

$$\text{生活排水処理率(e)} = ((b) + (c) + (d)) \div (a) \times 100$$

## (2) 各施策の進捗状況及び課題

### 基本方針1 自然環境への負荷の低減

#### **【生活排水対策の推進に向けた普及啓発や指導等の強化】**

生活排水対策の推進に向けた普及啓発については、「広報さがみはら」や市ホームページにより、下水道の仕組みや浄化槽の検査、点検、清掃の実施などについて、啓発活動が進められました。

また、公共下水道整備済の区域における、下水道未接続の市民に対する接続促進については、平成22年度から平成29年度の間、毎年平均で410件の指導が行われました。

#### **【公共下水道による生活排水処理の改善】**

本市に降雨する水がダム湖に直接流入する「ダム集水区域」とその下流の「ダム集水区域外」に分けて公共下水道の整備状況を見ると、平成18年度から平成29年度までの整備状況は、「ダム集水区域外」では1.0ポイントの増加の99.4%で、下水道の整備が、概ね達成している状況にあります。

一方で、「ダム集水区域」では19.5ポイント増加の70.7%で、「ダム集水区域」の下水道整備を更に進めていく必要があります。

公共下水道の整備については、生活排水処理施設の未整備区域において、平成38年度までに整備を概ね完了させるため、平成28年度に「下水道未普及対策実施計画」が策定されました。

生活排水処理施設・・・公共下水道・合併浄化槽・農業集落排水処理施設の総称

#### **【合併処理浄化槽の普及促進】**

ダム集水区域外の合併処理浄化槽区域の設置補助金制度については、汲み取り便槽や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めるため、撤去費の一部を補助対象とするなどの制度の見直しが行われました。

また、個人管理である合併処理浄化槽は、適正な維持管理を行うことで、その性能が発揮されることから、「広報さがみはら」や市ホームページにおいて合併処理浄化槽の適正な維持管理について啓発活動が行われています。

#### **【高度処理型合併浄化槽の設置の推進】**

「ダム集水区域」において市が設置する高度処理型合併浄化槽の平成29年度の整備率は18.1%であり、更に普及を図っていく必要があります。

高度処理型合併浄化槽については、平成28年度から工事店が高度処理型合併浄化槽の設置申請を行う制度が設けられ、設置数の向上が図られました。

高度処理型合併浄化槽・・・水中の微生物の働きを利用して汚れた水をきれいにし、更に化学分解によってリンを除去するもの

表4 下水道整備の整備率

|              | H18年度                        | H29年度                        |
|--------------|------------------------------|------------------------------|
| ダム集水区域<br>1  | 51.2%<br>(18,250 / 35,647)   | 70.7%<br>(21,796 / 30,825)   |
| ダム集水区域外<br>2 | 98.4%<br>(643,600 / 654,100) | 99.4%<br>(671,587 / 675,406) |

- 1 ダム集水区域の( )内は、下水道整備済人口 / 下水道整備予定人口  
(下水道整備予定人口は行政区域内人口 - 高度処理型合併浄化槽区域内人口 - 農業集落排水区域内人口で算出)
- 2 ダム集水区域外の( )内は、下水道整備済人口 / 下水道整備予定人口

表5 ダム集水区域の市設置の高度処理型合併浄化槽の整備率

|        | H18年度             | H29年度                  |
|--------|-------------------|------------------------|
| ダム集水区域 | 0%<br>(0 / 5,380) | 18.1%<br>(974 / 5,380) |

( )内は市設置の整備基数 / 市設置の目標設置基数

なお、人口整備率は、H29年度 19.7%(2,234人:高度処理型合併浄化槽整備済人口 / 11,351人:高度処理型合併浄化槽整備予定人口)

表6 公共下水道の接続率

|         | H18年度                        | H29年度                        |
|---------|------------------------------|------------------------------|
| ダム集水区域  | 79.8%<br>(14,560 / 18,250)   | 89.0%<br>(19,394 / 21,796)   |
| ダム集水区域外 | 97.9%<br>(630,200 / 643,600) | 99.4%<br>(667,437 / 671,587) |

( )内は、下水道接続人口 / 下水道整備済人口

表7 農業集落排水の整備率

|        | H18年度                | H29年度                |
|--------|----------------------|----------------------|
| ダム集水区域 | 95.4%<br>(292 / 306) | 96.1%<br>(246 / 256) |

( )内は、農業集落排水接続人口 / 農業集落排水処理区域内人口



## 【課題】

相模原市のダム集水区域における公共下水道の整備率は約71%となっており、ダム集水区域外の整備率の約99%と比較するとまだ整備が必要な地域があります。

健全な水環境を確保するため、地下水や河川水の確保により自然環境の保全を図る必要があることから、ダム集水区域での公共下水道の整備を更に推進する必要があります。

さらに、ダム集水区域の浄化槽整備区域については、下水道に代わる施設として、窒素・リンが除去できる高度処理型合併浄化槽の整備を促進するとともに、浄化槽の維持管理を適正に行う必要があります。

なお、下水道整備区域内において未だ接続がされていない家屋については、河川の水質保全等の観点から速やかに接続するよう積極的に働きかけを行う必要があります。

## 基本方針 2 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

### **【し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬体制の検討及び**

#### **ディスポーザー排水処理システムからの汚泥収集・処理体制の整備**

公共下水道の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥等の収集量は減少することなどが見込まれます。

また、マンション等に設置されているディスポーザーから生じる汚泥の収集運搬については、平成 28 年 4 月から許可制に移行されました。

さらに、旧相模原市の区域と津久井地域においては、し尿・浄化槽汚泥等の収集体制が異なっていることから、浄化槽清掃手数料の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽清掃手数料に対する助成が行われています。

### **【し尿処理施設の整備】**

し尿処理施設の整備については、東清掃事業所を平成 27 年 9 月に閉鎖し、平成 28 年 3 月に津久井クリーンセンターし尿処理施設の建替整備が行われました。

### **【課題】**

津久井地域の浄化槽清掃に関して、旧相模原市の区域と市民負担等の均衡を図ることや浄化槽の適正管理を促進するため、引き続き助成を行う必要があります。

## 第3次計画の基本理念

### 1 基本理念

第2次計画の取組を継承し、より良い生活環境を目指し、第3次計画における基本理念を次のとおり提案します。

### 基本理念

ともにつくる 資源循環都市 さがみはら

### 2 経緯

相模原市では、平成14年度から「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」の理念を掲げ、安心して生活できる環境を維持、向上させるために、私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型のスタイルに変えるとともに、資源を循環させることができる仕組みの構築を目指して取り組んできました。

第3次計画においては、これまで、「資源循環型都市」の実現に向けて実施してきた第2次計画における施策について、評価・見直しを行うとともに、廃棄物を取り巻く環境の変化等への対応を図りながら、ごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進めることにより、循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任を十分に認識しながら連携・協力して主体的な取組を進めることが必要です。

このため、第2次計画までに構築してきた「資源循環型都市」を継承するとともに、これまで以上に廃棄物を資源として持続可能な形で最大限活用し、資源が循環する都市を目指す必要があることから、三者共有の基本理念として「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を掲げ、その実現に向かって取り組んでいくことを提案します。

## 第3次計画における目標設定の方向性

### 1 目標年度と計画期間

第3次計画を策定するにあたっては、「新・相模原市総合計画」や上位計画である、「相模原市環境基本計画」が、いずれも平成39年度を目標年度とする計画策定を行うことから、これらと整合を図っていくことが重要と考えます。

また、国の「ごみ処理基本計画策定指針」においては、「目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変更があった場合には見直しを行うことが適切」とされています。

これらのことを踏まえて、次のとおり提案します。

基準年度を平成29年度、目標年度を平成39年度とし、平成31年度から平成39年度までの9年間で計画期間とすること。

平成35年度を中間目標年度とし、施策の進捗状況や事業内容を見直して、必要な改定を行うこと。

国の制度改正や社会を取り巻く大きな変動等が生じたときは、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。



## 2 目標設定項目及び目標値

### (1) ごみ処理基本計画

目標設定項目については、次のとおり提案します。

「ごみ総排出量<sup>1</sup>」と「最終処分量<sup>2</sup>」の2項目について、本市のごみの排出・処理段階に着目した指標として位置づけ、「目標値」を示すこと。

新たに第3次計画で重点事業としている食品ロス及び事業系ごみの各施策効果を計る「食品ロス発生量<sup>3</sup>」、「事業系ごみ排出量<sup>4</sup>」と第2次計画で目標設定項目としている「市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量<sup>5</sup>」、「リサイクル率<sup>6</sup>」の4項目については、「サブ指標」として位置づけ、それぞれの「目標値」を示すこと。

目標値については、関連する他の計画の目標値等との整合を図るとともに、将来における人口の推移や各種施策効果を勘案して将来推計を行い、ごみの減量化・資源化が更に進むことを前提として目標設定すること。

1 「ごみ総排出量」

家庭から排出される一般ごみ、資源及び事業者から排出される産業廃棄物以外のごみの総量

2 「最終処分量」

市内麻溝台にある一般廃棄物最終処分場第2期整備地の埋立量

3 「食品ロス発生量」

家庭でまだ食べられるのに捨てられている食品の発生量

4 「事業系ごみ排出量」

事業者から排出される産業廃棄物以外のごみ

5 「市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量」

家庭から排出される一般ごみと粗大ごみの市民1人1日当たりの量

6 「リサイクル率」

資源 / (一般ごみ + 事業系ごみ + 資源)

図6 人口の将来推計、ごみ総排出量の将来推計及び目標値のイメージ

算出式：一般ごみ + 粗大ごみ + 事業系ごみ + 資源

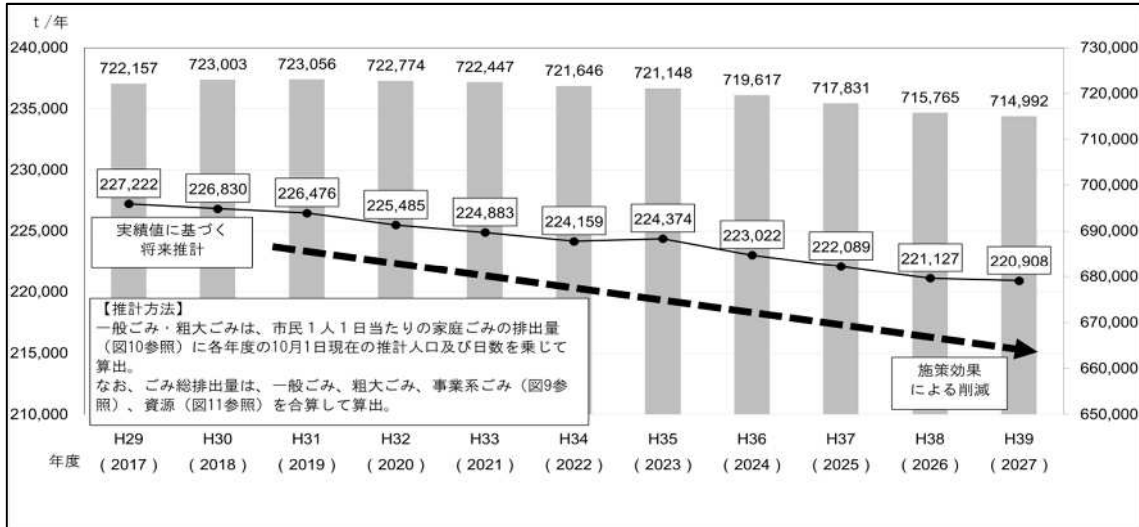


図7 最終処分量の将来推計と目標値のイメージ

算出式：(一般ごみ + 粗大ごみ + 事業系ごみ) × 平成29年度の焼却率

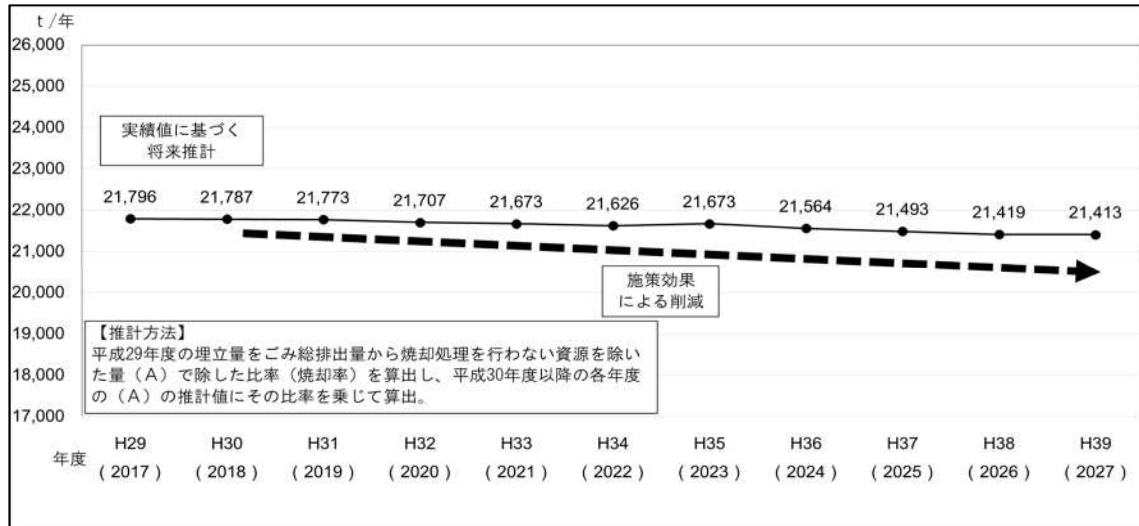


図8 食品ロス発生量の将来推計と目標値のイメージ

算出式：一般ごみ × 平成29年度の食品ロス発生割合

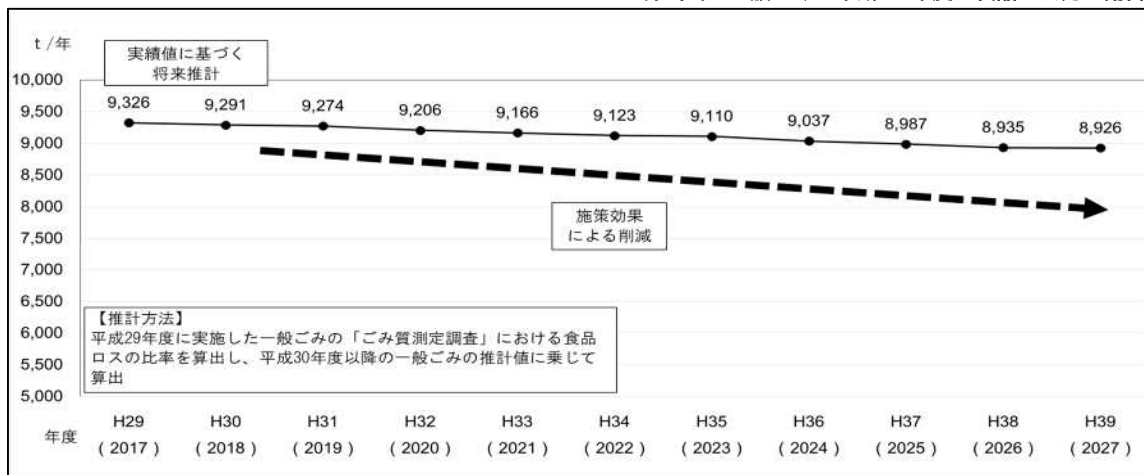


図9 事業系ごみ排出量の将来推計と目標値のイメージ

算出式：図中の推計方法により算出

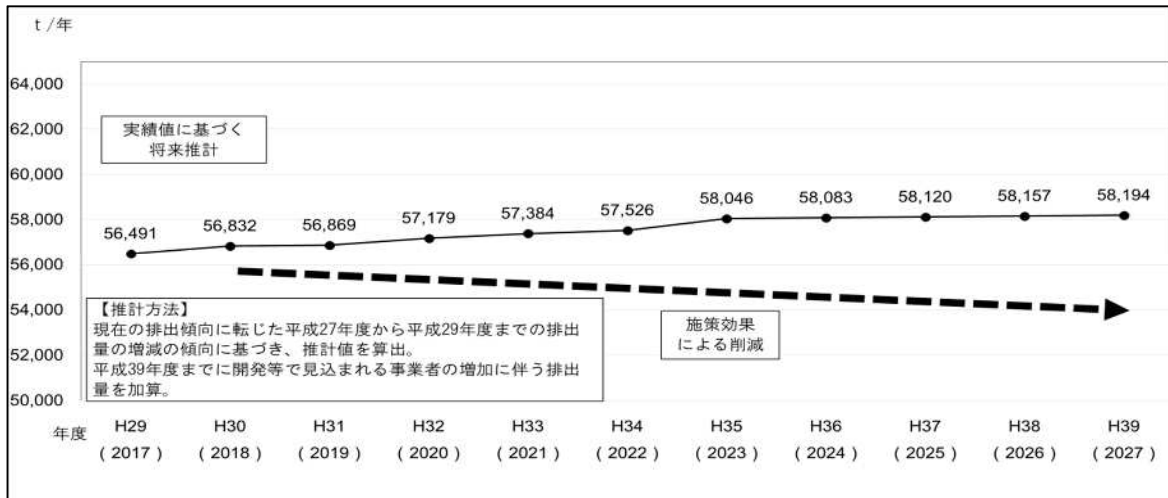


図10 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量の将来推計と目標値のイメージ

算出式：(一般ごみ+粗大ごみ)÷人口÷365日

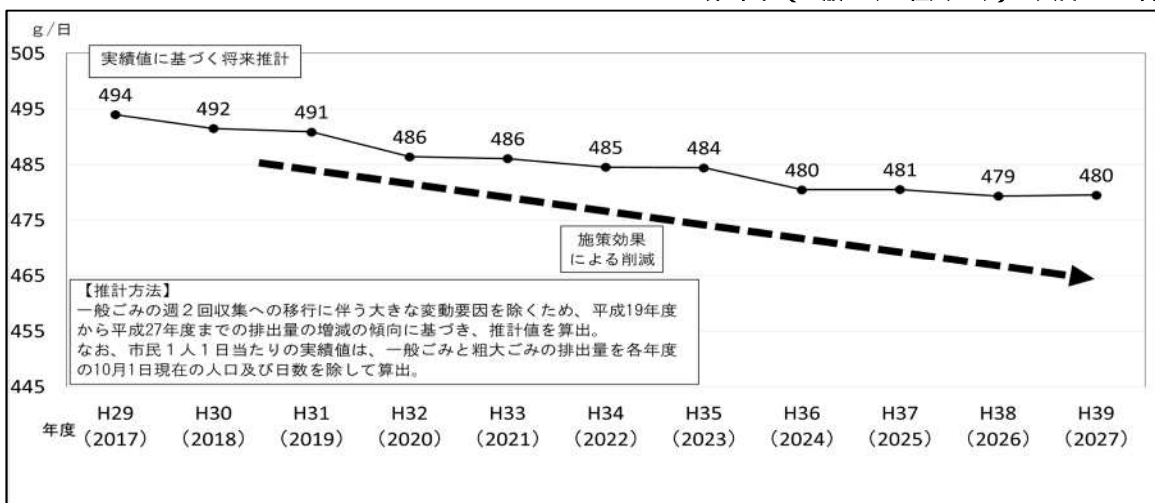
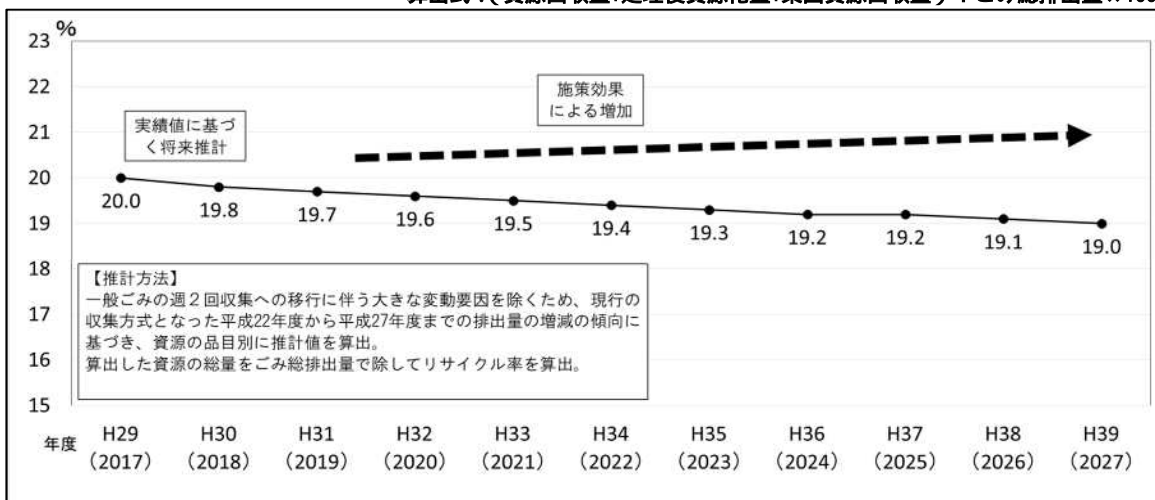


図11 リサイクル率の将来推計と目標値のイメージ

算出式：(資源回収量+処理後資源化量+集団資源回収量)÷ごみ総排出量×100



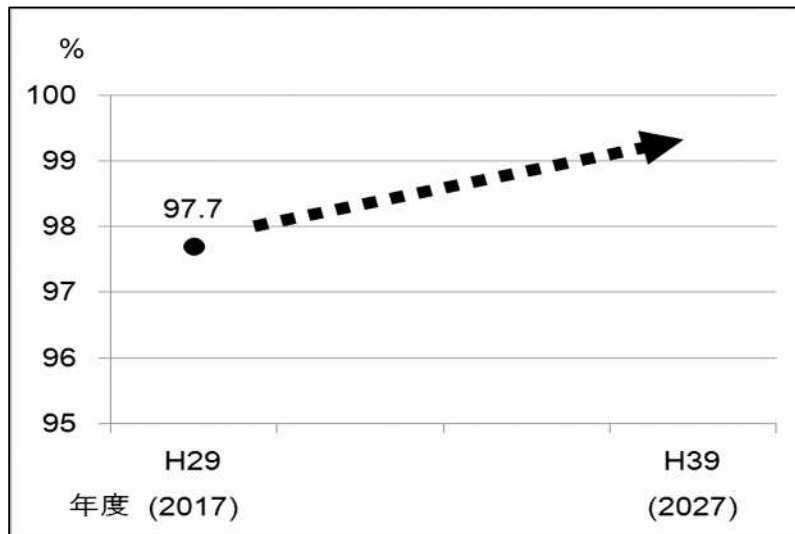
## (2) 生活排水処理基本計画

目標設定項目については、次のとおり提案します。

「生活排水処理率」について、本市の生活排水処理の取組の成果を把握できる指標として、「目標値」を示すこと。

目標値については、「神奈川県生活排水処理施設整備構想」との整合を図り、目標設定すること。

図12 生活排水処理率の目標値のイメージ





## 第3次計画における施策展開の方向性

### 1 重点的に取り組む事項

基本理念である「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」を実現するために、第3次計画期間内において、次の項目について重点的に取り組むことを提案します。

#### (1) 生ごみ・食品ロスの削減

家庭ごみについては、市民1人1日当たりの排出量は毎年減少してきているものの、「ごみ質測定調査」(平成29年度実施)では、ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられている食品、いわゆる食品ロスが家庭ごみ全体の約8%(1万トン)を占めており、生ごみの減量と併せて食品ロスの削減について、更なる取組を進める必要があります。

また、事業系ごみについても、「事業系一般廃棄物組成分析調査」(平成28年度実施)の調査結果では、生ごみが約40%(2.3万トン)を占めていることから、家庭ごみ対策と同様に生ごみ・食品ロスの削減の取組を進める必要があります。

#### (2) 事業系ごみの減量化・資源化

本市の事業系ごみは、平成23年度から平成27年度まで増加し続け、その後も、微増傾向にあります。この事業系ごみについては、市内の事業所数の増減や経済状況などの外的な要因に大きく影響を受ける傾向にありますが、「事業系一般廃棄物組成分析調査」(平成28年度実施)では、事業者から排出される一般ごみに産業廃棄物や紙類などの資源化可能物が約31%(16,857トン)も含まれている状況があることから、分別の徹底によるごみの減量化・資源化の強化を図っていく必要があります。

#### (3) 大規模災害への備え

大規模災害に伴い発生する災害廃棄物については、道路や公園等への不法投棄が増大することにより、臭気や衛生面等で生活環境へ影響を及ぼす可能性があり、迅速かつ適正に災害廃棄物を処理することが必要不可欠であることから、市民・事業者・行政が平時から災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要があります。

### 2 施策体系

第3次計画では、基本理念を実現するため、「ごみの更なる削減」、「ごみの適正な処理」、「ごみゼロに向けた協働の推進」、「生活排水の適正な処理」及び「大規模災害への備え」を取組の柱とし、市民・事業者・行政が役割と責任を明確にして取り組める施策体系を提案します。

なお、基本理念に基づく、施策体系図は、次頁のとおり提案します。

# 第3次 相模原市 一般廃棄物処理基本計画 施策体系

基本理念 ともにつくる 資源循環都市 さがみはら

## (1) ごみ処理基本計画

### 取組の柱 ごみの更なる削減

基本施策1 家庭ごみの  
減量化・資源化

実施事業  
生ごみ・食品ロスの削減、  
過剰包装やレジ袋の削減 ほか

基本施策2 事業系ごみの  
減量化・資源化

実施事業  
生ごみ・食品ロスの削減、  
ごみの資源化の拡大 ほか

### 取組の柱 ごみの適正な処理

基本施策1 ごみ処理体制の整備

実施事業  
一般廃棄物処理施設の整備、  
収集運搬体制等の整備 ほか

基本施策2 不適正処理防止対策

実施事業  
不法投棄防止対策の推進、  
持ち去り行為対策 ほか

### 取組の柱 ごみゼロに向けた協働の推進

実施事業  
きれいなまちづくりの推進、不法投棄防止対策の推進 ほか

## (2) 生活排水処理基本計画

### 取組の柱 生活排水の適正な処理

実施事業  
公共下水道整備の推進、  
高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併処理浄化槽の普及促進 ほか

## (3) 大規模災害への備え

### 取組の柱 大規模災害への備え

基本施策1 災害廃棄物  
処理体制の整備

実施事業  
災害廃棄物処理体制の整備、  
「災害廃棄物等処理マニュアル」の見直し ほか

基本施策2 応援・受援体制の  
整備

実施事業  
他自治体との相互支援体制の強化、  
民間事業者との協力関係の構築 ほか

### 3 ごみ処理基本計画等における実施すべき取組

#### (1) ごみ処理基本計画

私たちが安心して生活できる環境を維持、向上させるために、今までの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムからの転換や環境負荷の少ないライフスタイルへの移行が求められています。

また、将来にわたって活力ある社会経済を実現するためには、市民・事業者・行政が協働し、これまで以上にごみの減量化・資源化に対する必要性を一人ひとりが認識し、「資源循環都市」の実現に向けて取り組んでいく必要があることから、第3次計画に盛り込むべき主な課題と実施すべき取組について、次のとおり提案します。

#### 取組の柱    ごみの更なる削減

##### 基本施策1 家庭ごみの減量化・資源化

家庭ごみについては、市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は毎年減少しているものの、市が毎年実施している「ごみ質測定調査」(平成29年度実施)において、ごみの中に資源化できるものが、約30%混入していることが明らかになっていることから、分別・資源化を強化・徹底することにより更なるごみの減量化が可能です。

また、食べられるのに捨てられている食品、いわゆる食品ロスがごみ全体の約8%を占めており、生ごみの減量化・資源化と併せて食品ロスの対策など更なる取組が必要です。

#### 取組内容

##### 生ごみ・食品ロスの削減

###### <市民>

水切りの徹底

消費期限、賞味期限を踏まえた食品の利用

「食材の使いきり」「食品の食べきり」の徹底

生ごみ処理容器などの利用による堆肥化の推進

###### <事業者>

消費者ニーズに合わせた小分け売りの実施

###### <行政>

食品ロス削減のための講座の開催

生ごみ処理容器の利用促進

## 過剰包装やレジ袋等の削減

### <市民>

簡易包装や詰め替え商品等の購入

割り箸やストロー、スプーン等のプラスチック製品の利用削減

物を大切に長く使う生活スタイルへの転換

### <事業者>

簡易包装の導入の推進

容器、包装材等の回収の推進

### <行政>

マイバッグ、マイ箸、マイボトルなどの利用促進

スーパー等へのレジ袋削減や簡易包装導入の働きかけ

## ごみの資源化の拡大

### <市民>

分別の徹底

集団資源回収の取組の拡大

### <事業者>

資源化が可能な容器や包装材などの開発・利用の推進

### <行政>

集団資源回収の実施団体の支援

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」と連携した

使用済小型家電回収の取組の拡大

使用済小型家電回収ボックスの効率的な設置検討

コンビニエンスストアや小売店等への資源回収ボックスの設置

剪定枝の資源化に向けた検討

リサイクル促進に向けたポイント制度導入の調査研究

## リユースの促進

### <市民>

リサイクルスクエアの掲示板等によるリユース品の活用

フリーマーケット等の活用

### <行政>

大学との連携による学生の卒業時に排出される家具等のリユースの推進

リサイクルスクエアを拠点としたリユースの促進

## 情報発信、情報提供や環境教育の推進

### <行 政>

ごみ排出ルールの周知・啓発

ごみ・資源集積場所のルールの徹底

マイクロプラスチック等の環境汚染などに関する情報提供

継続的な環境教育の実施

不動産業者、大学等と連携によるごみ排出ルールの周知

外国人に対するごみ排出ルールの周知・啓発

学校や企業との連携による出前講座の拡大

若者層を対象としたワークショップ等の開催

ごみ収集車の「分別呼びかけBGM」による啓発の検討

「ごみ分別アプリ」、「ホームページ」や動画等電子媒体を活用した情報発信

情報交換ができる掲示板（ウェブ）設置の検討

「資源のゆくえ」（ホームページ掲載）による情報発信の充実

集団資源回収を通じた環境教育の推進

環境に配慮した消費活動に関する情報の提供

## ごみ処理手数料のあり方の調査研究

### <行 政>

ごみ処理手数料全体の適正なあり方や他自治体の動向の調査・研究

## 取組の柱    ごみの更なる削減

### 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

事業系ごみの排出量は、経済状況等の外的要因により、大きく影響される傾向がありますが、平成28年度に実施した「事業系一般廃棄物組成分析調査」では、紙類や布類など資源化可能物の割合が11.5%（約6,300トン）、金属くずや廃プラスチック類などの産業廃棄物は19.5%（約10,600トン）含まれており、分別及び適正排出の更なる徹底が必要です。

#### 取組内容

##### 生ごみ・食品ロスの削減

###### <市民>

飲食店における適量の注文

会食時における「3010運動」の実施

###### <事業者>

食品残さの減量化

「3010運動」の実施

###### <行政>

生ごみ処理容器の利用促進

学校給食残さの減量化

フードバンク等との連携によるフードドライブの実施

会食時における「3010運動」の実施及び啓発

##### ごみの資源化の拡大

###### <事業者>

木くずや剪定枝の資源化の拡大

食品残さの資源化の拡大

###### <行政>

木くずや剪定枝の資源化の拡大（排出者）

剪定枝の受入先拡大の検討

学校給食残さの資源化の拡大

## 適正排出の推進

### <事業者>

ルールに基づいた廃棄物処理の徹底

### <行政>

搬入物検査の強化

事業系ごみへのマニフェスト導入

小規模事業所に対する排出ルールの徹底指導の強化

共同排出事業の支援

ごみ・資源集積場所への排出抑止

## 情報発信

### <行政>

事業者の優良な取組の表彰や事例の情報発信

「エコショップ等認定制度」の見直し・充実

環境に負荷のかからない商品等の開発に関する情報発信

## 取組の柱    ごみの適正な処理

### 基本施策1    ごみ処理体制の整備

ごみを適正に処理していくためには、清掃工場や最終処分場などの施設の耐用年数やごみの排出状況などを踏まえて、施設整備を計画的に進めていく必要があります。

また、清掃工場では、ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用して発電を行うとともに、焼却灰をスラグ化して再生利用を図るなど、様々な資源の有効活用を引続き行う必要があります。

火災などの災害時に発生する「り災ごみ」や亡くなった方の遺品整理に伴うごみなどの収集運搬について、実情にあった方策を検討するとともに、日常生活においてごみ出しが困難な方への対応について、福祉部局等と連携しながら対応を進める必要があります。

### 取組内容

#### 一般廃棄物処理施設の整備

##### <行 政>

清掃工場の計画的な整備

最終処分場の計画的な整備

#### エネルギーや資源の有効活用

##### <行 政>

清掃工場でごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用

ごみの処理過程で生成される溶融スラグの有効活用

#### 収集運搬体制等の整備

##### <行 政>

「り災ごみ」や「遺品整理ごみ」の収集運搬にかかる取扱いの検討

ごみ出しが困難な方への対応の検討



## 取組の柱    ごみの適正な処理

### 基本施策2 不適正処理防止対策

不法投棄については、市民との協働による防止活動やパトロール、監視カメラの設置により、平成18年度に451トンだった不法投棄回収量が平成29年度には164トンとなり、減少傾向にあります。未だ、津久井地域の山間部の道路際などへの不法投棄が、後を絶たない状況にあります。

生活環境や自然環境の保全を図る観点から、多発箇所を中心に引き続き不法投棄防止の取組を進める必要があります。

また、地域で実施している資源回収やごみ・資源集積場所に出された資源の持ち去り対策を引き続き行うとともに、無許可で不用品の回収を行っている事業者への対策を講じていく必要があります。

#### 取組内容

##### 不法投棄防止対策の推進

###### <市民>

地域でのパトロールや啓発活動の実施

###### <事業者>

地域でのパトロールや啓発活動の実施

###### <行政>

不法投棄防止パトロールの継続実施

不法投棄多発箇所への監視カメラの設置

不法投棄パートナーシップ制度を活用した取組の推進

津久井地域不法投棄防止協議会による防止活動の推進

##### 持ち去り行為対策

###### <行政>

地域でのパトロールの強化

近隣自治体や警察との連携

GPSでの追跡調査などによる資源の持ち去り防止対策の強化

##### 不用品回収業者対策

###### <行政>

違法な不用品回収業者の指導

違法な不用品回収業者に関する市民への情報提供

## 取組の柱 ごみゼロに向けた協働の推進

市民・事業者・行政が協働で実施しているリサイクルフェアや各種キャンペーンなどの啓発事業については、市民の「4R」に関する意識の向上やまちの環境美化の保全を図る上で大きな役割を担っており、家庭から排出される一般ごみが減少しているなど、一定の成果を上げています。

今後は、行政がより多様な団体等との連携を図りながら、それぞれが独自に啓発活動や、協働の輪を広げることによってごみを出さない環境をつくることが求められています。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向けては、多くの観光客などが訪れることから、相模原市が「循環都市」の実現を目指して「4R」を推進していることを、国内外に広く発信していく機会としてこの大会を活用すべきです。

### 取組内容

#### きれいなまちづくりの推進

##### <市民>

市民の地域清掃や環境美化活動への参加  
市民団体等による、まち美化に関する積極的な提案  
ごみ・資源集積場所の利用ルールの徹底、環境改善  
津久井地域不法投棄防止協議会による防止活動の推進

##### <事業者>

事業者自らの、地域のまち美化活動への参加  
津久井地域不法投棄防止協議会による防止活動の推進

##### <行政>

自治会、廃棄物減量等推進員等関係団体との連携強化  
ごみ・資源集積場所の優良事例の表彰制度の検討  
ルールを守らないごみ・資源集積場所の改善指導  
津久井地域不法投棄防止協議会による防止活動の推進  
地域でのお祭り等の際の学生ボランティアによる活動の支援  
市民・事業者などによるきれいなまちづくりの情報の発信

生ごみ・食品ロスの削減（再掲 P 23 , 26）

ごみの資源化の拡大（再掲 P 24 , 26）

不法投棄防止対策の推進（再掲 P 29）

## (2) 生活排水処理基本計画

やすらぎと潤いを与えてくれる貴重な自然環境を次世代へつなぐためには、多様な生物、清らかな水及び豊かなみどりを大切に守り育てることが重要です。このため、生活排水処理対策を進め、健全な水環境の確保を図るとともに、雨水の地下浸透を促進し、地下水や河川水の確保による自然環境の保全を図る必要があることから、第3次計画に盛り込むべき主な課題と実施すべき取組について、次のとおり提案します。

### 取組の柱      生活排水の適正な処理

本市では、相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖など、県民の水がめを抱えており、私たちが安心して生活できる環境を保全していくためには、この水源を維持していくことが重要です。

このため、ダム集水区域内における公共下水道の整備の推進が必要であり、ダム集水区域のうち浄化槽整備区域については、高度処理型合併浄化槽の設置の推進や、浄化槽の適正な維持管理が図られるよう、積極的な啓発を行う必要があります。

さらに、公共下水道が整備された後も浄化槽により生活排水処理をしている世帯に対しては、法令に基づき公共下水道への接続がされるよう接続促進等の強化を図る必要があります。

### 取組内容

#### 公共下水道の整備の推進

##### <市民>

公共下水道整備後の速やかな接続

油やゴミなどを下水道に流さないなどの適正な生活排水の処理

##### <事業者>

公共下水道整備後の速やかな接続

油やゴミなどを下水道に流さないなどの適正な排水の処理

##### <行政>

地下水、河川水を含めた健全な水環境の保全

公共下水道の整備及び維持管理

適正な生活排水の処理についての周知啓発

**高度処理型合併浄化槽の設置の推進及び合併浄化槽の普及促進**

**<市民>**

単独浄化槽等から合併浄化槽への転換

水源地域の高度処理型合併浄化槽への転換

合併浄化槽の法定点検や清掃などの適正な維持管理

油やゴミなどを合併浄化槽に流さないなどの適正な生活排水の処理

**<事業者>**

単独浄化槽等から合併浄化槽への転換

水源地域の高度処理型合併浄化槽への転換

合併浄化槽の法定点検や清掃などの適正な維持管理

油やゴミなどを合併浄化槽に流さないなどの適正な排水の処理

**<行政>**

水源地域の高度処理型合併浄化槽の設置の促進

合併浄化槽の適正な維持管理のための周知・啓発

**し尿・浄化槽汚泥や施設の適正な維持管理**

**<行政>**

津久井クリーンセンター(し尿処理施設)の維持管理

津久井地区における浄化槽清掃手数料に対する助成の継続

### (3) 大規模災害への備え

近年各地で大規模な災害が発生しており、これらの災害の教訓を生かし、大規模災害に備えた体制づくりが必要となります。

このことから、新たに「大規模災害への備え」を取組の柱として掲げ、第3次計画に盛り込むべき主な課題と実施すべき取組について、次のとおり提案します。

## 取組の柱 大規模災害への備え

### 基本施策1 災害廃棄物処理体制の整備

大規模災害時に迅速に災害廃棄物を処理するためには、平時から災害廃棄物処理体制を構築することが不可欠であることから、市民・事業者・行政が協力して、十分な対策を講じておく必要があります。

特に、災害時に発生する廃棄物の処理（避難所から排出されるごみやし尿を含む）を適正、かつ迅速に行うための処理体制の整備について、検討を進める必要があります。

### 取組内容

#### 災害廃棄物処理体制の整備

##### <行政>

- 災害廃棄物の排出方法に係る防災訓練の実施
- 災害時の情報収集や情報共有手段の確保の検討
- 仮置場の確保や設置に向けた検討
- さがみはら防災マイスター等の活用による地域との協働

#### 災害時のごみ排出方法等の周知

##### <市民>

- 携帯トイレ等の備蓄

##### <行政>

- 大量に発生する片付けごみと生活ごみの排出分別の検討
- 片付けごみの排出方法や仮置き場での分別（木くず、コンクリート、金属くず等）に関する情報提供

## **取組の柱 大規模災害への備え**

### **基本施策2 応援・受援体制の整備**

大規模災害時に廃棄物を円滑に処理するためには、他自治体や民間事業者等との協力が必要です。

特に、他自治体との相互援助体制を強化し、災害時には迅速かつ円滑な対応ができるよう、支援体制及び受援体制の整備が必要です。

#### **他自治体等との相互支援体制の強化**

##### **<行政>**

**他自治体との相互援助体制の構築**

**民間事業者との協力体制の構築**

**災害時の情報共有体制の強化**

## 参 考 资 料

## 相模原市廃棄物減量等推進審議会 開催状況

| 会 議    | 日 程            | 議 題 等                                                 |
|--------|----------------|-------------------------------------------------------|
| 平成29年度 |                |                                                       |
| 第1回    | 平成29年<br>8月22日 | ・相模原市一般廃棄物処理基本計画について(諮問)                              |
| 第2回    | 10月12日         | ・フリーディスカッション<br>～ごみを減らすにはどのようにすればよいか～                 |
| 第3回    | 11月10日         | ・フリーディスカッション<br>～ごみを減らすにはどのようにすればよいか～                 |
| 研修会    | 平成30年<br>1月23日 | ・潤水都市食品ロスの削減について                                      |
| 第4回    | 2月 5日          | ・家庭系廃棄物の減量化・資源化について                                   |
| 研修会    |                | ・相模原市の下水道事業について                                       |
| 第5回    | 3月28日          | ・事業系廃棄物の減量化・資源化について                                   |
| 平成30年度 |                |                                                       |
| 第1回    | 5月21日          | ・生活排水の適正処理について<br>・ごみ処理体制の整備について<br>・災害廃棄物処理体制の整備について |
| 第2回    | 7月19日          | ・家庭系廃棄物減量化・資源化について(まとめ)<br>・事業系廃棄物減量化・資源化について(まとめ)    |
| 第3回    | 8月20日          | ・「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」答申案について                          |
| 第4回    | 10月11日         | ・「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」答申案について                          |



**相模原市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿（平成30年10月現在）**

| 氏名     | 所属等                  | 備考          |
|--------|----------------------|-------------|
| 安西優花   | 公募                   |             |
| 安藤正義   | 相模原市老人クラブ連合会         |             |
| 池田珠三子  | さがみはら消費者の会           |             |
| 猪俣聡    | 神奈川県立学校長会議 相模原地区会議   |             |
| 内山尚美   | さがみはらリサイクル連絡会        |             |
| 王文聡    | 公募                   |             |
| 大河内初雄  | 相模原商工会議所             | H30.5.21 から |
| 大河内由美子 | 麻布大学                 |             |
| 落合幸男   | 相模原市農業協同組合           | H30.8.20 から |
| 河本博    | 相模原市廃棄物減量等代表推進員      |             |
| 菅野泰男   | 相模原市子ども会育成連絡協議会      |             |
| 坂本堯則   | 相模原市自治会連合会           | 会長          |
| 成井マユミ  | 特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら |             |
| 原正弘    | 神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会    |             |
| 藤倉まなみ  | 桜美林大学                | 職務代理        |
| 不破薫    | 相模原廃棄物対策協議会          |             |
| 三須城太郎  | 相模原地域連合              |             |
| 宮津敏信   | 公募                   |             |
| 山口弘一   | 津久井地域不法投棄防止協議会       | H30.5.21 から |

50音順・敬称略

**相模原市廃棄物減量等推進審議会 前委員**

|       |                |             |
|-------|----------------|-------------|
| 五十嵐道夫 | 相模原商工会議所       | H30.5.20 まで |
| 大矢敏   | 公募             | H30.5.25 まで |
| 小清水忠雄 | 相模原市農業協同組合     | H30.8.15 まで |
| 本田泰章  | 津久井地域不法投棄防止協議会 | H30.5.20 まで |

50音順・敬称略

## 相模原市廃棄物減量等推進審議会 設置根拠

### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

( 廃棄物減量等推進審議会 )

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

### 2 相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例

( 一般廃棄物処理計画 )

第4条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画の策定又は変更にあつては、第48条に規定する相模原市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。

第5条～第49条まで省略

#### 第9章 相模原市廃棄物減量等推進審議会等

( 設置 )

第48条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、相模原市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

( 組織 )

第49条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

第50条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)関係団体の代表者

(2)学識経験のある者

(3)前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

( 会長 )

第51条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

( 会議 )

第 5 2 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 規則への委任 )

第 5 3 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

### **3 相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則**

#### 第 9 章 相模原市廃棄物減量等推進審議会等

( 相模原市廃棄物減量等推進審議会 )

第 6 3 条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第 6 4 条 審議会の庶務は、廃棄物事務主管課で処理する。

第 6 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。